

医療制度改革及び医師確保対策等に関する決議(抜粋)

高齢化の進展等に伴い、各医療保険制度は厳しい財政状況に置かれている。とりわけ、国民健康保険は、加入者における無職者・高齢者の割合が著しく増加し、所得水準が被用者保険に比べて低いなど、保険者の責めによらない構造的な問題を抱え、破綻状態に陥っている。

これに対し国は、平成18年6月に医療制度改革関連法を成立させ、各種改革を順次施行してきた。

このうち、後期高齢者医療制度については、国による再三にわたる制度変更などから、国民への周知・説明不足、制度への誤解等が生じ、現場に大きな混乱がもたらされた。

このような中、今般、厚生労働大臣直属の「高齢者医療制度に関する検討会」が設置され、改善策について検討が重ねられているが、今後、更なる改善策を講じる場合には、国は、国民の理解を得られるよう十分な準備期間を設ける必要がある。

一方、医療と介護については、病院の閉鎖等による地域医療の崩壊や療養病床の再編成に伴う様々な問題が生じており、特に医師確保や自治体病院等への支援について早急な対応が必要となっている。

よって、国は、下記事項について万全の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 医療保険制度について

- (1) 国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。
- (2) 国保及び後期高齢者医療制度を見直す場合は、国民的な議論を行うとともに、都市自治体の意見や実情を十分に踏まえ、検討を行うこと。
- (3) 後期高齢者医療制度については、当面これ以上国民の混乱を招くことのないよう、国においても一層の周知徹底を図るなど着実な制度の定着に努めるとともに、電算システム経費を含め万全な財政措置を講じること。

2. 医師等の確保対策及び地域医療の充実について

(略)

3. 療養病床の再編成について

(略)

以上決議する。

平成20年11月13日

全国市長会

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度 に関する重点要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、全ての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。
2. 市町村国保に義務付けられる特定健診・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態を踏まえ十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。
3. 国において後期高齢者医療制度の実施状況を把握し、適切な情報提供や助言を行うとともに、円滑な実施のための十分な財政措置を講じること。
4. 制度見直しを行う場合は、地方の意見や実情を十分に踏まえ、必要な準備期間を設けて対応するとともに、制度見直しに伴う経費や電算システム経費などについては、地方へ負担転嫁することなく国の責任において万全の措置を講じること。
5. 国は、後期高齢者医療制度の内容及び趣旨等について、多くの国民の理解を得られるよう、今まで以上に周知徹底を図り、迅速かつ確実な制度の定着に努めること。

平成 20 年 11 月 13 日

全国市長会

後期高齢者医療、国民健康保険及び介護保険の 保険料徴収に関する緊急申し入れ

後期高齢者医療制度については、国による再三にわたる軽減策等に対応するべく、市町村は、住民説明会やきめ細かな広報等を繰り返し行い、制度施行当初の混乱は収まりつつある。

そのような中、後期高齢者医療及び国民健康保険の保険料の年金天引きについては、本年 10 月から一定の要件のもと、口座振替による保険料納付が可能とされたが、11 月 18 日には、「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、その要件を撤廃し、平成 21 年 4 月から実施する旨、厚生労働省から市町村に対し一方的に通知が行われたことは、納得しがたく、誠に遺憾である。

一方、今般、厚生労働省は、介護保険料納付方法についても後期高齢者医療制度等と同様、口座振替と年金天引きとを選択できるようにする方向で検討していることが明らかになった。

このことについては、10 月 7 日の衆議院予算委員会において、厚生労働大臣から、市町村の意見を聞くとの答弁がなされたが、保険者のコンセンサスを得ることなく制度変更を行うことは、住民や現場に更なる混乱をもたらす上、保険料徴収率の低下やシステム変更などにより、保険財政や円滑な事業運営に少なからぬ影響が及ぶことは明らかである。

については、我々市町村の立場から、下記事項について強く申し入れる。

記

1. 後期高齢者医療制度及び国民健康保険制度における保険料徴収について

後期高齢者医療制度等における保険料徴収の更なる見直しについては、①混乱の再発、②滞納問題の発生、③住民の信頼感の喪失、④制度の安定性の欠如、⑤更なる財政負担の発生などが懸念されることから、保険料徴収事務を行っている市町村の意見を十分聞いた上で、国の「医療保険部会」や「高齢者医療制度に関する検討会」等において結論を得ること。

2. 介護保険制度における保険料徴収について

(1) 被保険者の便宜や確実かつ効率的な保険料徴収による公平性の確保という観点から年金天引きを原則とすることとした介護保険制度の発足時からの経緯や、8年以上にわたって制度として定着していることを踏まえ、安易に選択制を導入しないこと。

なお、全国市長会が全市長を対象に意向調査を実施したところ、税負担の公平性を確保するという条件付回答も含め、9割以上の市長が年金天引きを原則とする現行制度を維持するべきであると回答していることを申し添える。

(2) 介護保険制度の見直しにあたっては、事前に十分な時間的余裕をもって市町村と協議するとともに、国の「介護保険部会」等において結論を得ること。

3. 税負担の不均衡の是正について

年金天引きと口座振替との間で生ずる税負担の不均衡の問題については、制度設計者である厚生労働省の責任において早急に解決を図ること。

平成20年12月4日

全 国 市 長 会

第二期地方分権改革に関する提言Ⅱ

～自立した地域社会の構築のために～（抜粋）

平成21年2月6日

全国市長会

I 分権型社会に対応した地方税財政体系の構築

（略）

II 基礎自治体への権限移譲の推進とこれに伴う必要な措置の実施

（略）

- ③ 国民健康保険の財源は、国及び地方自治体の法定上決まった公費負担と加入者の保険料（税）で賄うものとされているが、実際はこれだけでは賄うことができず、市町村の一般会計から法定外の多額の繰り入れを行わなければ成り立たないものとなっている。

また、保険者は市町村といえども、保険による給付は全国一律であり、さらには市町村の判断によって医療費の減免等を行った場合、財政調整交付金や療養給付費等負担金が一方的に減額されるなど、保険者による裁量を認めない、もしくは裁量の余地が極めて少ないものとなっており、こうした現状からしても、国民健康保険は市町村の事務になじむものではない。

国民健康保険は国民皆保険制度を維持していくうえでセーフティネットとして位置づけられているので、地域間の不均衡を是正し、安定的な財政運営が行える規模を確保する必要がある。そこで、国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国または都道府県を保険者とし、いわゆる後期高齢者も含めてすべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図るべきである。

（略）